

## 第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平 成 29 年	平 成 28 年	
<b>総 数</b>	<b>837,011</b>	<b>832,445</b>	<b>4,566</b>
車 両 通 行 止 め 等	27,612	27,876	△264
歩 行 者 専 用	33,225	33,435	△210
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	46,482	46,569	△87
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	68,237	68,096	141
進 入 禁 止	28,661	28,501	160
一 方 通 行	20,927	20,804	123
最 高 速 度	98,370	96,981	1,389
駐 車 禁 止 等	217,075	216,564	511
進 行 方 向 別 通 行 区 分	3,271	3,174	97
バ ス 専 用 ・ 優 先	712	712	-
一 時 停 止	141,380	140,943	437
歩 行 者 横 断 禁 止	18,608	18,484	124
車 両 横 断 禁 止	618	621	△3
転 回 禁 止	5,094	5,014	80
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,335	10,278	57
横 断 歩 道 等	96,511	95,813	698
そ の 他	19,893	18,580	1,313

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。  
 数値：交通規制課

## 第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年
<b>総 数</b>	<b>15,813 (79)</b>	<b>15,871 (79)</b>	<b>15,882 (90)</b>
<b>うち) 交 差 点 用</b>	<b>11,259 (11)</b>	<b>11,276 (12)</b>	<b>11,275 (8)</b>
地 域 { 区 部 { 総 数	9,970 (72)	9,988 (73)	10,005 (86)
{ うち) 交 差 点 用	7,310 (9)	7,315 (10)	7,312 (4)
{ 市 郡 部 { 総 数	5,814 (7)	5,854 (6)	5,848 (4)
{ うち) 交 差 点 用	3,922 (2)	3,934 (2)	3,936 (4)
{ 島 部 { 総 数	29 -	29 -	29 -
{ うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 ( ) の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

数値：交通管制課